

## 船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月20日 08時00分ごろ
発生場所	福岡県 <sup>かんた</sup> 苅田町苅田港 苅田港南防波堤灯台から真方位293° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 47.6′ 東経130° 59.3′)
事故の概要	貨物船第十金寿丸 <sup>きんじゆ</sup> は、着岸作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十金寿丸、203トン
船舶番号、船舶所有者等	136524、有限会社寿汽船
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、鋼材約665tを積載し、船長が単独で操船に当たり、主機及びスラストを使用して苅田港の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、船底に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、着岸して船体各部を点検したが、浸水がなく、その後、造船所に上架したところ、船底外板に約1mの擦過傷を認めた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.9m、船尾約3.8mであった。</p> <p>船長は、本件岸壁に着岸経験が豊富であり、本件岸壁の東側に浅所があることを知っていた。</p> <p>船長は、本事故時に気付いていなかったが、風の影響を受け、本船が本件岸壁東側の浅所に寄せられていたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件岸壁に向けて着岸作業中、船長が、船位の確認を行っていなかったことから、本件岸壁東側の浅所に圧流されていることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件岸壁に向けて着岸作業中、船長が、船位の確認を行っていなかったため、本件岸壁東側の浅所に圧流されていることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浅所のある海域で着岸作業を行う場合は、風などにより圧流されるおそれがあるので、船位を確認すること。</li> </ul>